

令和3年度後方等視野確認支援装置導入助成金交付要綱

兵庫県交通共済協同組合

(事業趣旨)

第1条 兵庫県交通共済協同組合（以下「組合」という。）は、組合員事業所の交通事故抑止対策の一環として、後方視野確認を支援するバックアイカメラ及び側方視野確認を支援する側方カメラ（以下「装置」という。）を装着導入した組合員に対してその経費の一部を助成する。

(対象装置)

第2条 助成対象となる装置は、運転席のルームミラーの位置において、後退時に後方視野、及び左折時に左側方視野の確認が支援できる機能を有するものとし、原則として令和3年度兵庫県トラック協会の助成対象の装置とする。

また、左折時に左側方視野確認を支援する装置については、車両総重量7.5トン以上の車両に装着したものに限る。

2. 装置の装着にあつては道路運送車両法の保安基準に抵触しないものとする。

(助成額等)

第3条 助成額は、組合の対人共済契約をした事業用貨物自動車に、当該年度に新たな装置を装着した場合、1台あたり1万円を交付する。

ただし、助成額は、導入費用を超えず、かつ、他の機関の助成等を含めた助成額の合計が、装置の導入費用を超えない範囲で交付するものとする。

2. 助成対象数は、1組合員当たり対人共済契約車両台数の範囲内とし、申請台数は20台を上限とする。

(助成金の申請等)

第4条 助成金の交付を受けようとする組合員（以下「申請者」という。）は、「後方等視野確認支援装置導入助成金交付申請書」（以下「申請書」という。）に必要書類を添付し、組合理事長に提出しなければならない。

2. 申請書の提出期限は、令和4年1月末日までとする。ただし、助成金額が予算額に達した時点で締め切るものとする。

(助成金の交付)

第5条 組合は、申請者から前条の申請書等の提出があつたときは、速やかにその内容を精査し、交付条件に適合すると認められるときは、申請者に対し助成金を交付する。

(助成金の返還)

第6条 次に掲げる各号のいずれかに該当するとき、組合は助成金の交付を受けた組合員（以下「助成金受領者」という。）に対し期限を定めて助成金の返還を求めることができる。

- ① 申請書の内容に虚偽があった場合、若しくは他の法令等に違反したとき。
 - ② 助成対象の車両が、助成金の交付を受けた日から起算して1年以内に対人共済契約を解約したとき。
- 2 助成金受領者は、第1項に掲げる各号に該当事実が明らかになった時点で、その内容を遅滞なく組合に報告しなければならない。

(財産の処分制限等)

第7条 助成金受領者は、関係法令等に従い、導入した装置を適正に保守管理しなければならない。

2. 助成金受領者は、装置の装着日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。
ただし、あらかじめ組合の承認を得た場合はこの限りでない。

(その他必要な事項)

第8条 組合は、助成金受領者に対し本助成に関する報告を求めることができる。

付 則

1. この要綱は令和3年4月1日から施行する。
2. この要綱第3条第1項にかかわらず令和3年2月1日以降、新たに装置を装着したものに遡及して適用する。